

御坊労基署情報



須佐神社（有田市）・・・編集者撮影

（目次）

1. 新年のごあいさつ
2. 平成29年度年末年始無災害運動
3. 労働災害発生状況
4. 労働契約法（無期転換ルール）
5. 今季の安全標語
6. 行事予定

（御坊労働基準監督署の組織について）

当署は、監督課・安全衛生課・労災課の3課体制です。監督課は、労働条件の適正化や安全衛生管理等についての監督指導及び労務相談などを行っています。安全衛生課は、災害防止や健康確保の指導と相談などを行っています。労災課は、労災保険の給付のための調査や相談などを行っています。なお、開庁時間は午前8時30分から午後5時15分です。（閉庁日：土、日曜日、祝祭日及び年末年始） お気軽にご相談ください。

新年のごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。

和歌山県労働基準協会日高・有田支部の会員の皆様方におかれましては、平素から行政運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年もよろしくお願い申し上げます。

平成29年度の御坊労働基準監督署に寄せられた労働相談は229件（11月末時点）で、平成28年度同時期より約15%減少しましたが、長時間労働に関する相談の割合は増加しています。

平成29年の休業4日以上労働災害は122件（11月末時点）と前年同時期より約18%減少しています。皆様に労働災害防止に積極的に取り組んでいただき、特に災害が多いとされてきた建設業では約48%、農林業では約36%減少しています。一方、社会福祉施設では前年同時期の約3.5倍、商業においては、約2.5倍の労働災害が発生しています。安心して働ける職場づくりのため、さらなる適正な労務管理、安全衛生活動の充実をお願いいたします。

さて、私が子供の頃、お正月には、家族でいろはかるたをしたものですが、今の子供たちはかるた遊びなどしなくなったのでしょうか。

現在では、各企業や工場の安全活動で独自の「安全かるた」という標語を作られているところもありますが、昭和17年にある鋳物製造会社がつくり出版された「安全いろはかるた」が残っているそうです。約75年前のことですが、調べてみると、安全な作業手順に関するものを中心に今もそのまま役立ちそうな内容です。なかでも、私の心に残ったのは

き 機械と心に安全装置

です。

機械に安全装置は当然、つい横着をしたくなる心に安全ブレーキを備えるための安全教育も大切です。昔も今の時代も重要なことは変わらないようです。

長時間労働等の労務管理、健康管理、労働災害防止の面でも労働者が健康で安心して安全に働ける労働環境の実現を目指して取り組んで参りますので、引き続き、労働基準行政の運営に一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様の益々のご発展、ご活躍、今年一年間の無災害を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

平成 29 年度年末年始無災害運動

2017 12月15日 ~ 2018 1月15日

異常なし！ ダブルチェックで念入りに 年末年始も ゼロ災害

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるという趣旨で厚生労働省が後援し中央労働災害防止協会が主唱している運動で、本年度で47回目を迎えます。

わが国の労働災害は、長期的には減少傾向をたどり、平成28年には死亡者数が過去最少となったものの、死傷者は前年同期を上回り、第三次産業での死傷災害も以前として増加傾向にあります。

とりわけ年末年始は、慌ただしいなかでの、大掃除や機械設備の保守点検・始動等、非定常作業が多くなります。各事業場、職場では、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底等に努めることが普段にも増して重要となります。

このような状況を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、『異常なし！ダブルチェックで念入りに』を標語として展開しています。

事業場の重点実施事項

- ・ 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- ・ リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- ・ メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- ・ KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- ・ 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- ・ 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- ・ 安全保護具・労働衛生保護具の点検と整備
- ・ はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- ・ 交通労働災害防止対策の推進
- ・ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ・ 大掃除を契機とした5Sの徹底
- ・ 安全衛生パトロールの実施
- ・ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ・ 転倒防止、腰痛予防、受動喫煙防止の対策の推進
- ・ 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の徹底
- ・ インフルエンザ等感染症予防対策の徹底
- ・ 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策
- ・ 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- ・ その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



労働災害発生状況

平成 29 年 11 月末までに報告のあった休業 4 日以上の労働災害による死傷者数は、全国、和歌山局（全体）で増加するなか、御坊署管内では、皆様の災害防止の取組のおかげで、昨年同時期と比較し、27 人減少（約 18% 減）しています。

なかでも、建設業、林業においては、大きく減少（半減）しています。一方、商業、社会福祉施設では、労働災害が増加しています。

安心して安全にはたらせる職場をめざして、平成 30 年も、引き続き労働災害防止の取組をお願いします。

平成 29 年 労働災害発生状況（速報 / 11 月末）

		和歌山局			御坊署		
		平成 29 年 11 月末			平成 29 年 11 月末		
		死	休・死	前年同時期との比較	死	休・死	前年同時期との比較
全産業合計		6	893	+25	1	122	-27
主な業種	製造業	1	226	+31	1	39	+6
	建設業	3	103	-29	0	18	-16
	運輸交通業	0	100	-4	0	9	+3
	農業	0	47	+10	0	11	-4
	林業	0	45	-5	0	5	-5
	商業	0	85	-3	0	10	+6
	社会福祉施設	0	89	+27	0	14	+10
	接客娯楽業	1	49	-4	0	2	-9

労働契約法

無期転換の準備進めていますか？

平成 25 年 4 月 1 日に施行された「改正労働契約法」により、無期転換ルールへの対応が必要となっています。

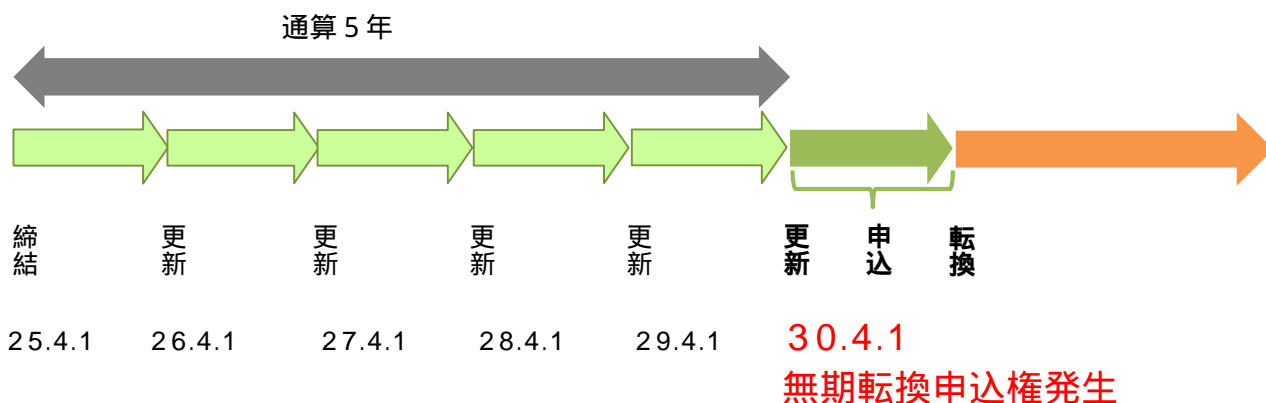
無期転換ルールとは、労働契約法により「有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えたときに労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールです。準社員、パート、契約社員、アルバイト、メイト社員・・・その名称にかかわらずすべて「無期転換ルール」の対象となります。

無期転換ルールへの対応にあたっては、中長期的な人事労務管理の観点から、無期転換労働者の役割や責任の範囲、就業規則等の整備など、さまざまな検討と準備が必要です。まだ、準備が進んでいない企業におかれましては、早期に検討・対応が必要です。

また、有期雇用特別措置法において、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者等については、

特例が設けられていますが、都道府県労働局長の認定を要します。認定には一定の期間が必要ですので、ご注意ください。

【例 契約期間が1年の場合の例】



和歌山労働局では、有期契約労働者等の正社員化や人材育成について助成金等の支援を行っています。

無期転換ルールやキャリアアップ助成金のご相談は
和歌山労働局雇用環境均等室（☎073-488-1170）まで

今季の安全標語

け 怪我に時なし 合図なし
す すゝんで守れ 安全標語

（安全いろはかるた より）

1～2月の行事

- 12月 1日～1月15日 建設業年末年始労働災害防止強調期間
- 12月15日～1月15日 年末年始無災害運動
- 12月10日～1月10日 年末年始の輸送に係る安全点検
- 2月 職場における健康診断推進運動

編集後記

「戌」は会意文字です。もともとは、刃物で作物を刈り、ひとまとめに締めくくる様子、つまり収穫を意味する漢字だそうです。商売繁盛の酉年の次に実りを収穫する年です。

また、戌年には勤勉で努力家という意味もあります。戌年に、コツコツと努力をして、つぎの亥年、「突き進む」ための大きな力がつく1年になりますように ミ

御坊労働基準監督署

〒644-0011 御坊市湯川町財部1132

☎0738-22-3571 FAX 0738-22-3707